

# 高砂市連合婦人会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市連合婦人会（以下「連合婦人会」という。）が実施する事業に対し、経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「連合婦人会」とは、高砂市連合婦人会会則（昭和32年4月1日施行）に基づき設立されている団体をいう。

(対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、連合婦人会が、その目的達成のために行う事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、180,000円とする。

(補助金の交付)

第5条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）の規定を準用する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。